

いじめ重大事態再発防止のための検証の仕組みについて（案）

長野県いじめ問題対策連絡協議会

1 趣 旨

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」の調査報告書等の情報を収集し、本協議会において分析を行い、汎用性のある予防策を作成して市町村教育委員会・学校法人及び各学校へ提供する仕組みをつくることにより、いじめ重大事態の再発防止を図る。

2 仕組み等の流れ

(1) 県は市町村教育委員会・学校法人へ、重大事態調査報告書の情報提供を依頼（年度末）

- 法令上、市町村教育委員会・学校法人は、設置する学校において発生した重大事態の調査報告書を、県教育委員会へ提出する義務はないことから、情報提供として依頼をする。

(2) 市町村教育委員会・学校法人は、個人情報を除いた調査報告書の写しを県に提供（4月）

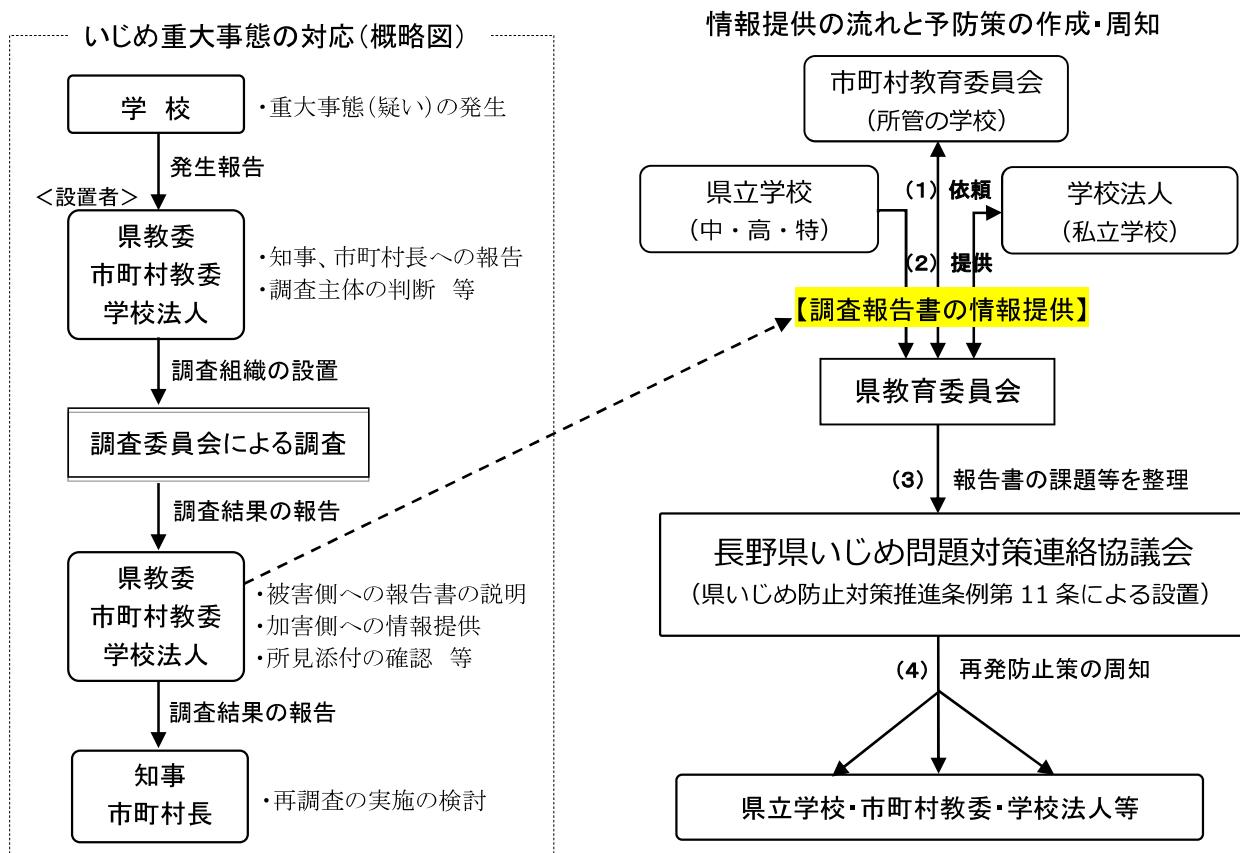
- 調査委員会による調査結果の報告が終了しているものについて情報提供の判断を行う。
- 報告書から学校名や個人名等の情報を除き（黒塗り等）、コピーを県教委へ提供（まとめ直し不要）

(3) 長野県いじめ問題対策連絡協議会にて報告書を分析し予防策を検討

- 提供された情報から発生した際の状況や課題を整理・分析し予防策を作成

(4) 予防策を市町村教育委員会・学校法人・各学校へ提供し、重大事態の発生防止に活用

- 以降、提供された報告書の情報を適宜協議し、予防策を更新して周知



生徒指導上の問題行動が起きた時の児童生徒からの事実確認について(案)

～「聴き取りシート」の活用～

心の支援課

1 事実確認を行う上で

事実確認は教育的指導やカウンセリングとは異なります。教育的指導やカウンセリングは将来に向けて支援していくものですが、事実確認は過去に目を向け、出来事を思い出して整理することを目的に行います。

2 聴き取りに入る前の準備

- (1)場所…可能な限り静かな場所で話を聞きましょう
- (2)聞き手…役割分担(質問者・記録者)をしておきましょう
- (3)目的…何があって、何を聞き出すのかを整理しておきましょう
- (4)終息…面接後の動静(面接者及び子ども)について確認しておきましょう

3 事実確認の手順

(1)導入

…始まりは面接の約束事を確認します。まずは自己紹介を行い、質問の意味が分からないときは「わからない」、知らなければ「知らない」と言って良いこと、質問者が間違ったことを言ったら「間違っている」と言って良いことを伝えてください。子どもが本当のことすべて話ができる雰囲気を作るためにも、必ず約束事を行うようにしましょう。

(2)自由報告

…事案について子どもの方から話をしてもらうようにします。「何がありましたか」等の誘いかけにより、問題となっている出来事についての報告を得てください。初めから決めつけて話をしたり、ストーリーに合わせるように子どもの話を誘導したりすることは絶対にしてはいけません。「それから」「そのことをもっと話してください」とできる限り本人から自発的に話をさせましょう。事前に把握している事実と異なる話をしても、嘘と決めつけずに話を続けさせ、矛盾点については次の段階で確認します。

(3)確認質問

…自由報告を受けて具体的な質問をします。この確認質問に入る前に、必要な場合は休憩を入れて退室し、他の方と情報の確認を行ったり質問の整理をしたりしてください。具体的に「誰が」「いつ」「どこで」「何をしたか」「何のために」等々を問い合わせて事案を明らかにしましょう。

(4)おわり

…面接の終わりは子どもからの質問や要望を聞きます。面接者が知っておいたほうがよいことや他に子どもが話をしておきたいことを確認してください。すぐに答えられない場合は後で答えることを説明しましょう。

4 注意事項

- (1)オープンマインド(偏見のない、中立・公正な態度)で話を聴く。
- (2)事案が起きてからできるだけ早く話を聴く。
- (3)二人で話を聴く(記録者は質問者の後方に座り筆記に徹する)。
- (4)複数人になることで圧力とならないように配慮する。また、面接中に部屋を出入りすることは好ましくない。
- (5)可能ならば録画または録音する(必ず本人・保護者の許可を得る)。
- (6)聴き取りは一回で済ませることが望ましい。
- (7)子どもに圧力をかけたり、誘導・暗示を与えることのないように心がける。
- (8)相手を悪者と決めつけない。
- (9)面接者の思い込み(バイアス)で話をしない。
- (10)まずは子どもからの自発的な報告を聴き(オープン質問※)、その上で、必要なWH質問を行う。

※「オープン質問」…YesかNoだけでは答えにならない質問

例)「何があったか話してください」「それからどうなりましたか」

- (11)終盤で子どもが話していない事柄についてWH質問を行い、話を補完する。
「嫌なことがありましたか」…yesならば「その嫌なこと、何があったか話してください」「1回か1回よりも多かったですか」…1回よりも多い、であれば「何回ありましたか」
- (12)「いつ、どこで、誰が…」と要点のみを一問一答で尋ねる(会話のコントロール権が面接者側にあるので被面接者は疲弊してしまう)。
→一問一答になったと思ったら「では、そのことをもっと教えて」等で、オープンに戻す。

5 不適切な聴き取り例

- (1)仮説に適合することだけを聴く →「Aが悪口を言ったんだよね？」
- (2)仮説に適合しないことを無視する →「そうではないよね」
- (3)同じ質問を繰り返す →「本当に悪口を言われていないの？」
- (4)取引をする →「話をしてくれたらすぐ帰れるよ」
- (5)重大化する →「話さないと大変なことになるぞ」
- (6)矮小化する →「たいしたことではないから早く話しなよ」
- (7)補強証拠を話す →「他のみんなも言っているぞ」
- (8)ステレオタイプで話す →「Aはいつもそういうことをするよね」
- (9)言い換える→「手が当たった」⇒「手で叩かれたのね」
- (10)推測や空想を促す →「前にも似たようなことがあったよね」
子どもが嫌なことをされたと言っていないのに「どんな嫌なことをされたの？」
回数は不明であるのに「何回やられた？」

学校 聴き取りシート(案)

記入日	月 日 ()	時 間	～
場 所			
質問者名		記録者名	
案件名	について		
聴き取り相手	年 組	氏 名	
①導入 面接での約束事を行う			
②自由報告 事案について子どもの方から話をしてもらうようにする			
③確認質問 「誰」「どこ」「何」「いつ」「なぜ」「どのように」「どうした」などの問い合わせを行い、事案を明らかにする			
④おわり 相手からの質問や要望を聞く			